

2019年4月8日 「6日行動」の院内集会 水島朝穂さん講演の報告

文責：『秘密保護法』廃止へ！ 実行委員会 および「共謀罪 NO！実行委員会」事務局

水島さんの講演の報告が、院内集会から1か月が経過した今日になってしまったことを、お詫びいたします。

以下は、水島さんの講演を院内集会の会場限定のライブとして聞き、感じたことを、実行委員会の責任でまとめたものです。講演内容をつぶさにご報告するというのではなく、実行委員会の事務局としてこのように受け止めたという視点でまとめました。

どうぞ、ご了承ください。

1. 平成の30年と新元号について

平成から令和へと元号が変わることで、メディアの報道も、Web 上での市民のやりとりにもぎやかになっています。でも、果たして、平成の30年は平和な時代だったのでしょうか。戦争がなかったすばらしい時代だったのでしょうか。水島さんは次のように語りました。

「そうだとはい到底言えない。戦争に日本はどっぷり関わってきた。日本が直接武力攻撃を受けたり、自衛隊が直接武力行使をしたりしたということではない。しかし、戦死者という名目ではなくても、自衛隊の中にも自殺や事故などの死者は出ている。そう考えると平成は平和な時代ではなかった」

この意見には、会場内の参加者の多くが同意したと思います。

しかし、新しい元号が発表された日、まるで希望の光を見出したかのようなメディアの動きがありました。NHKだけでなく民放各局も特番を組み、官邸の動きをLIVEで伝えました。新聞各紙は新元号の決定を伝える号外を出しました。それを奪い合う光景が、テレビに映し出されました。

水島さんは、この「騒動」を冷静に分析するとともに、40年前に元号法という法律ができた時に、その法律に反対した早稲田大学の有倉遼吉教授が、癌に侵され闘病生活を送る中で書き上げた「元号法制化問題の憲法学的考察」に触れ、「仮に元号を法律で定めるとするならば」という前提で、元号を政令で定めることと法律で定めることの大きな違いについて説明してくれました。

元号が法律で決められるのならば国会での議論が前提となります。しかし、元号を政令で決められることから、今まさに私たちが体験したような「令和」を巡る官邸やメディアの動きが作られたということでした。

そして、それらのことと無縁ではない「国民主権」と「象徴天皇制」の関係などについても言及してくれました。

新元号の決定を巡る動きや発表時の官邸およびメディアの対応、そして「象徴天皇制」に対する考え方、さらに「国民主権」との関係などについては、水島さんがホームページで詳しく意見を述べているので、ぜひご覧ください。(<http://www.asaho.com/jpn/>)

2. 象徴天皇制について

水島さんのライブは、憲法と象徴天皇制の関係について展開していきました。

「鈴木安蔵が植木枝盛の『東洋大日本国国憲案』を参考に、憲法研究会の『憲法草案』の第1条に『天皇は儀礼的な行為を行う象徴』とするアイデアを入れたことが、マッカーサーたちが日本を単独占領するために天皇の処遇を考えた時の『象徴天皇制』という考えに繋がり、それと9条を併せて、当時のソ連などの諸外国が主張する天皇戦犯論をアメリカが退けるための論拠となった」という展開は、数十年前に戻り、学生となって水島教授の講義を受講しているような感覚に、私たちを引き込むような迫力でした。

日本国憲法の成立は、当時の関係者の様々な思惑の上で実現され、それが文章になった時に客観的な意味を持つということで、水島さんはそれを「規範力」と表現しました。規範と一人ひとりの政治的な主張とは異なり、一人ひとりの主張が憲法の条文として結実した時にそれは力を持つのだそうです。だから私たちは、憲法を考える時に一字一句だけを見るのではなく、その制定過程の全部を含めて見なくては行けないと、水島さんは語ってくれました。

水島さんは「象徴天皇制は実によくできている」と評価し、その理由を次のように説明してくれました。

「象徴天皇制には安全装置が随所に入っている。決して独裁的な君主制にならないようにできている。今の天皇は完全象徴天皇。1989年1月7日をもって、純粋象徴天皇制の開始と見る。日本国憲法下における最初の皇位継承者である。大日本帝国憲法下では国会は皇位の継承に関わることができなかった。また、天皇は男性でなければならないと書いてあった。しかし、日本国憲法第2条では、『国会の議決した皇室典範の定めるところにより、これを継承する』としている。皇室典範は法律である。戦前と同じ名称だが、中身は法律。だから、天皇の継承については、憲法を変えなくても法律を変えれば規定を変えることができる」

さらに、「天皇は憲法の定める国事に関する行為のみを行う」と憲法に書かれていることから、「象徴天皇制は大日本帝国憲法との様々な面での連続面はあるけれども、断絶面が歴然とある」と語りました。なぜならば、憲法では天皇が行う行為を極めて限定しているからだそうです。そして、その断絶面が国民主権の影響であると強調しました。

水島さんの象徴天皇制についての話はさらに深まりを持って進められていきましたが、ここではその内容を詳細に報告することは困難なので、水島さんが1988年に本にされた「法学セミナー臨時増刊『ザ・象徴天皇制』」を図書館などで借りて読んでいただくとともに、水島さんのホームページで「象徴天皇」を検索してご覧いただきたいと思います。

3. 安倍政権の改憲路線への対応について

私たちは今、「憲法改正」をどうするかということに直面しています。水島さんは、「憲法改正」はニュートラルな言葉だと言いました。なぜならば憲法に条文があるからだそうです。憲法96条に条文が存在している以上、憲法改正に反対するということはありません、「憲法改正に反対する」という一般的、抽象的議論は成り立たないとのことです。どの条文をどのように変えることに反対なのか、憲法の条文について具体的に問われなければならないのですが、日本のメディアは「憲法改正に賛成か反対か」という世論調査を行い、その後「9条に賛成か反対か」という調査を行っています。つまり2回調査を行うこととなります。

その理由は1980年代までは憲法改正の主張は9条しかなかったもので、憲法改正に賛成か反対かということは、即9条改正に賛成か反対かということになったからです。その意味で護憲派か改憲派かと問えば、9条改正に反対ならば護憲派、賛成ならば改憲派という構造になっていたのです。

しかしその後、自民党の改憲草案が公表され、さらに安倍政権下での改憲への流れの中で、「加憲」などという考えも出てきました。このような動きに対して水島さんは、「憲法は私たちの統治のしくみを定める骨格である」と強調しています。この骨格を変えるには、よほどの議論が必要です。権力制限規範というところに憲法の本質があるのに、国民に道徳のような規範を求めるのは、憲法の本質に対し逆転しているというのが、水島さんの主張です。水島さんはその主張を私たちに分かりやすく説明するために、権力制限規範の改正について次のように話してくれました。

「権力制限規範の改正は刑事手続きと似ている。一方で法律の改正は民事手続きと似ている。刑事訴訟では、『疑わしきは被告人の利益』なので、検察側が黒を立証できなければ無罪。灰色無罪はあり得ない。白か黒しかない。私たちは憲法の原点に返って憲法的刑事手続きという議論を、きちんとする必要がある。法律の改正はどっちの言い分がいいんだろうということを議論して行う。しかし憲法は、憲法を変えるという人が変える

理由の正当性を証明しなければならない。それがなければ『変えない』ということになる。現実合わないとか、時代が変わったからとか、未来を切り開こうとかの理由で変えられるものではない」

憲法を変えようとするからには、それなりの説明が必要であることを、とても論理的に考えることができます。

さらに水島さんは、私たち市民は、表に出てくる法律の条文や表に出てくる改憲案、そして政治家たちのトーンの向こう側を探る必要があると強調しました。そして、私たちは憲法からは自由であるので、国民が行うあれこれを縛るような憲法改正案に対しては議論をしなくてもよいとも言ってくれました。水島さんのこのような主張には、とても説得力があると感じました。

なお、政権の動きについて、その背景にあるものを理解するための手掛かりとして、水島さんのホームページに掲載されている沖縄に関連する記事が参考になります。いろいろ当たってみてください。

4. 「立憲的土俵」を護るためのたたかい

私たちは安倍政権の改憲を目指す動きに、これから対峙していくこととなりますが、そのために私たちがどのような姿勢で臨んでいくべきか、水島さんはさまざまな角度から語ってくれました。

まず安倍政権についての評価として、安倍政権を過小評価しても過大評価してもいけないとして、安倍政権の5つの統治手法の説明してくれました。それは、①情報隠し、②争点ぼかし、③論点ずらし、④友だち重視、⑤異論つぶし、だそうです。そして、これらを通して、「前提崩し」が行われているとのことでした。

①から⑤については、国会審議などで野党からも追及されてきたことなので、ピンとくることと思います。そして「前提崩し」については、「9条加憲は憲法改正ではなく憲法改ざんである」ということに集約されます。

9条や自衛隊に関わる議論は長い間、憲法9条の条文を前提に内閣法制局がやってきた、集団的自衛権はだめだ、違憲だ、専守防衛の自衛隊だけが合憲だという土俵の中で、ゆっくりと軍隊でない方向に持って行くという形をとっていました。しかし、安倍首相はそれを壊してしまいました。

水島さんは私たちに「前提崩しと闘わなければならない。改憲との闘いはこれだ」と強調しました。そして、9条改正に賛成、自衛隊大好きという人とは、安全保障政策の方法論で議論することが重要であると語ってくれました。さらに、「いろいろな議論はあっていいけれど、それを憲法賛成、反対に分けるのではなく、そして護憲か改憲かで分けるのではなく、前提のところを守るか、ルールを守るかということが重要だ。だから護憲的改憲論、改憲的護憲論、立憲的改憲論の間違いは、相手の土俵に踏み込んで、9条はここまでだったら認めていると積極的に専守防衛を9条に書き込もうなどという議論をやることだ。これは前提崩しに乗っちゃっている。つまり、今のままの戦力不保持があるから自衛隊なのだ。内閣法制局は、自衛隊は戦力ではないから集団的自衛権はだめだと言っている。だからそれに踏み込んで専守防衛ならばOKと憲法に書いた瞬間に何でもOKになってしまう」と、熱く語ってくれました。

水島さんは締めくくりとして、私たちにとって重要なのは、護憲か改憲かなどは一切抜きにして、「立憲的土俵を守るための闘い」であると話してくれました。

そして、そのための「怒りのパワー」を3つ提示してくれました。

①やるべき人がやらないことへの怒り

ルールを決めた人がルールを破るのは許せない。

②公への裏切りへの怒り

公私の区別をせよ。

③時間への裏切りへの怒り

統計の不正問題など、時間の経過の中で取り返せない逸失利益を発生させたことの責任をとれ。

最後に、「憲法の枠内で議論を」と呼びかけ、会場限りの水島ライブは終了しました。

以上